

「講師の採用試験」を「職免」扱いにせよ！

=組合=

「職免」扱いになる - 所長回答 -



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集人情宣部
Tel. 0875-25-3761
http://www.niji.jp
/ home/kazuo-t
/ sankanshibu/

六月一日、香教組三観支部（石川謹章支部長）は、香教委西部教育事務所（西原明所長）と、年度末人事異動による教職員の勤務条件改善と多忙化解消のための団体交渉を行いました。詳しくは次のとおりです。

皆で多忙化を解消し、働きやすい職場づくりをすすめよう！



要求書を手渡す石川支部長(左)と西原所長(右)

支部長 三観支部と西部教育事務所の関係や歴史の中で、年間4回の交渉や要求行動を行い、現場の声を届け、県教委の施策に反映してきた。（県独自での35人学級実現、年休の付与日変更、など）今年度もよろしく願っています。

23年度の公立小学校教員採用試験の競争率は、2.3倍で、5年連続、過去最低を更新している。中教審も対策に乗り出しているが、「残業代」を支払う制度への

転換は見送り、「教職調整額10%」「学級担任手当の上乗せ」「管理職手当の増額」などの議論にとどまっている。その理由として、教員の業務の自発性を挙げ、「教員の職務は、自主的な業務と、指揮命令に基づく業務が一体で区別が困難である。」としている。『業務の自発性』と言うのであれ

- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について(抜粋)
- ① 労働時間を適正に把握し、労働時間を適切に管理する義務を有すること。
 - ② 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。
 - ③ 使用者は、実態調査、残業時間の上限設定等、改善を指示すること。
- (重大悪質な企業には「司法処分」で対処する。) 二〇〇一年四月六日 厚生労働省通知

ば、「教員の裁量で使える時間を確保するべきである。」先生方は夜遅く、また、自宅に帰っても、命を削って働いている。中途半端な改革ではなく、残業代を支払う制度や教職員定数の改善など、抜本的な改革が望まれる。

「人事異動は最大の勤務条件」と考える。よりきめ細かい人事をお願いする。

《二〇二三年度末人事異動について》

本人の家庭の事情を考慮したきめ細かい人事をするにと！

組合 私たちの人事異動の希望をできるかぎり実現すること。時短勤務の制度などは、ありがたい。講師の採用試験による勤務の対応を、「職免」扱いにして欲しい。

所長 県教委としても「職免」で行かして欲しいと考えている。

所長 本人の事情等も考慮した上で、市町（学校組合）教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、実施している。

地域間交流人事・校種間交流人事・僻地人事など、勤務条件の大きく変わるすべての異動については、その基準を明らかにし、一ヶ月前に内示

ムグランド、座布団）の希望は、言うてくださいとのことだが、どのように希望や変更を伝えればよいのか。

所長 調査票・面談で本人の希望を聞くようにしている。（面談後）事情が変われば、校長・市町教委を通じて西部事務所に通ってください。

講師経験者を全員教諭採用すること！

所長 教員採用については、計画的な採用に努めている。

《三〇人学級について》

三〇人学級を実現し児童・生徒の教育条件を改善すること

組合 22年度より、小中学

校全学年での少人数学級編成が実現した。ありがたい。ただ現場においては、再任用（ハーフ）、時間講師、支援員、スクールサポーター等の一日勤務でない人も増えている。再任用の人は定数外でカウントして欲しい。正規採用の人を増やして欲しい。また、特別支援学級在籍の児童・生徒も人数に入れての学級編成にしたい。

所長 県教委としては、22年度より、小学校・中学校全学年で35人学級を実施している。引き続き国に要望している。

組合 提出している学校がある。働き方改革推進の面から、校長や市町教委に提出させないよう指導して欲しい。

組合 学校訪問の授業などの評価を、勤勉手当にリンクさせないこと。

所長 リンクしません。

組合 資料（冊子）が段々分厚く、カラーになっている。シンプルにして欲しい。

組合 学校訪問の実施を、半日日程とか、隔年実施にするとかできないか？

所長 本年より、基本、半日日程で組んでいた。個別指導の先生の人数を

《学校訪問・多忙化解消》

職場の多忙化を解消するために学校訪問をすべての学校で半日日程にするなど簡素化すること！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。管理主事は授業を見ないこと。

所長 学校訪問は、各市町（学校組合）教育委員会の要請により実施している。

所長 日程や内容等については、各学校が市町（学校組合）教育委員会の指導を受けて計画・立案している。西部教育事務所から指示をすることはない。

組合 公簿以外の書類（週案・教材研究ノート）の提出を求めないこと！

所長 西部教育事務所は、公簿以外の書類の点検を行っていない。

組合 提出している学校がある。働き方改革推進の面から、校長や市町教委に提出させないよう指導して欲しい。

きたい。

《学校訪問・多忙化解消》

職場の多忙化を解消するために学校訪問をすべての学校で半日日程にするなど簡素化すること！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。管理主事は授業を見ないこと。

所長 学校訪問は、各市町（学校組合）教育委員会の要請により実施している。

所長 日程や内容等については、各学校が市町（学校組合）教育委員会の指導を受けて計画・立案している。西部教育事務所から指示をすることはない。

組合 公簿以外の書類（週案・教材研究ノート）の提出を求めないこと！

所長 西部教育事務所は、公簿以外の書類の点検を行っていない。

組合 提出している学校がある。働き方改革推進の面から、校長や市町教委に提出させないよう指導して欲しい。

組合 学校訪問の授業などの評価を、勤勉手当にリンクさせないこと。

所長 リンクしません。

組合 資料（冊子）が段々分厚く、カラーになっている。シンプルにして欲しい。

組合 学校訪問の実施を、半日日程とか、隔年実施にするとかできないか？

所長 本年より、基本、半日日程で組んでいた。個別指導の先生の人数を

《学校訪問・多忙化解消》

職場の多忙化を解消するために学校訪問をすべての学校で半日日程にするなど簡素化すること！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。管理主事は授業を見ないこと。

所長 学校訪問は、各市町（学校組合）教育委員会の要請により実施している。

所長 日程や内容等については、各学校が市町（学校組合）教育委員会の指導を受けて計画・立案している。西部教育事務所から指示をすることはない。

組合 公簿以外の書類（週案・教材研究ノート）の提出を求めないこと！

ぐつと減らした学校もある。
(50代なし、若年だけなど)
教職員の健康を守るため、勤務時間を守り、多忙化を解消すること。当面、教員の空き時間を一日一時間は確保すること。

組合 勤務時間が守られていない。教員は朝早く来て、夜遅くまで働いている。下校時間(部活動は1日2時間という指針もある)、休憩時間などの適正化をお願いしたい。また、休憩時間が保障されていない。勤務時間の割り振り表を明示して欲しい。

組合 「部活動地域移行」の推進において、保護者・教職員の意見を聞いて欲しい。

所長 部活動の担当は、保健体育課である。市町の代表の会を重ねていると聞いている。

組合 持ち授業数を、小学校では20コマ以下、中学校では18コマ以下にし、空き時間を確保するべき。以前は、「新採は担任を持つ」と言っていた。今はどうか？

所長 必ずしも担任を持たない…。

組合 再任用フルの教員は給料が減額されているにもかかわらず、学年主任や教務主任、部活動の正顧問をしている人がある。待遇改善を求める。

組合 中堅教員研修のレポート提出に関して、校長による指導に差がある。(8回も指導された、指導がなかった

などのケースがある)

組合 ある教科の実習について、校長に尋ねたところ、最初は、「しなくてよい」と言っていたが、次回、尋ねたところ「きちんと指導しなさい」などと、聞いたたびに方針が変わる校長がいる。教員の立場に立ち、適切に助言して欲しい。

組合 ある学校では、ある教員が各学年団に所属するはずが、教務団(校務団)への所属となり、全体への所属感が薄れ困っているケースがある。細やかな聞き取りをして欲しい。

組合 教頭の持ち時間を聞きたい。

所長 1人教頭の場合が6時間以上、2人教頭の場合が教諭1人分(18時間程度)の時間数を持つよう、年度初めに各校に規定を知らせている。

「人事異動は最大の勤務条件」である。真の働き方改革を更に推進せよ！



= 組合 =



交渉を行う仲多度合同庁舎



定期大会や支部集会が開催される
三豊教育会館(観音寺自動車学校前)



なくそう！核兵器！
原水爆禁止国民平和大行進
(愛媛県境余木崎、2024.6.16)

「不当労働行為」

- 労働組合法第7条で禁止されている不当労働行為とは(要約)
- 1 組合の加入・結成・行為等に対し、差別を与えること
 - 2 労働組合の団体交渉を正当な理由もなく拒否すること
 - 3 労働組合の結成・運営に支配・介入すること
 - 4 不当労働行為の申し立てに対し、不利益な取り扱いをすること



全教共済ミニ学習会 —三観支部—

香教組三観支部(石川謹章支部長)は、24年6月21日、「全教共済ミニ学習会」を開催しました。講師に県共済から書記の安藤さんと平尾さんをお招きして説明をいただきました。説明会の内容・質問は、次の通りです。

- 共済は、退職者は何歳まで継続できるのですか？
- 共済は、一般の保険より掛け金が安いのはどうしてですか？
- 自宅の建物の一部が保険の対象に入っていない。適用できるようにするにはどんな手続きが必要ですか？



ミニ学習会(三豊教育会館)

- ◎ 総合共済(給付あり。得はあっても損なし)(お祝い・お見舞い時など、給付申請を！)
- ◎ 教職員賠償責任共済(いざという時、安心！)
- ◎ 全教自動車保険(教職員の身分を守る！)
- ◎ ぐらしの賠償責任共済(他人のケガにも対応！)

《 香教組 三観支部 トップページ URL 》・・・(香教組トップページから入れます！)

○「<http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/>」

《 香教組 トップページ URL 》

○「<http://kakyoso.com/>」

○「香教組」で、検索できます！



※ お得な情報発信中、
是非、一度見てね！

